

第五十一回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第二号

(二四八)

昭和四十一年二月二十三日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 有田 喜一君

理事 蔵内 修治君

理事 多賀谷真裕君

理事 八木 昇君

大坪 保雄君

中村 幸八君

三原 朝雄君

中村 重光君

細谷 治嘉君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

労働大臣 小平 久雄君

出席政府委員

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長)

労働事務官 有馬 元治君

(職業安定局長)

二月十七日

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

三菱新入炭鉱の石炭採掘による地表への影響調

査等に関する請願(伊藤卯四郎君紹介)(第五一

五号)

は、去る一月十四日商工委員会に付託されたが、

これを本委員会に付託替えされた。

二月八日

石炭鉱業安定に関する請願(渡部郎君紹介)(第

一二四九号)

第二類第四号

石炭対策特別委員會議録第二号

昭和四十一年二月二十三日

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六八号)

石炭対策に関する件(石炭対策の基本施策)

○野田委員長 これより會議を開きます。

石炭対策に関する件について調査を進めます。

この際、石炭対策の基本施策について、通商産

業大臣及び労働大臣からそれぞれ所信を承ること

にいたします。三木通産大臣。

○三木國務大臣 石炭対策特別委員会の御審議を

いただくにあたり、一言ごあいさつ申し上げま

す。

御承知のとおり、石炭鉱業は、エネルギー革命

の渦中であつて、きわめて憂慮すべき状況に置か

れており、政府といたしまして、昭和四十年

度におきましては、第二次石炭鉱業調査団の答申に

基づき、炭価の引き上げ、利子補給等の資金繰理

対策をはじめとして諸般にわたる施策の拡充につ

とめ、石炭対策を強力に推進してまいりました。

しかしながら、その後の事態の推移を見ますと、

と、出炭の不振、労務状況の不安定、企業の資金

繰りの深刻化等、その情勢はきわめて悪化し、過

去数年にわたる急激かつ大規模な合理化過程にお

いて発生した過重な費用の負担と相まって、石炭

鉱業の構造的な危機は予想以上に急迫の度を強

め、現状のまま放置することを許されぬ情勢に

立ち至つております。

このため、昨春以来、石炭鉱業審議会において、

石炭鉱業の抜本的安定対策について慎重な調査審

議が進められ、昨年十二月政府に抜本的安定対策

の基本的方向と抜本策実施までの間における諸措

置について中間答申が提出されたのであります。

政府は、直ちに、この答申の趣旨を尊重し、石

炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、

今後の石炭対策の基本的方向を明らかにいたしま

した。

この方針に沿ひまして、現在、抜本的安定対策

の具体的方策を可及的すみやかに樹立すべく、そ

ののための諸準備を鋭意取り進めておりますが、そ

の具体的な方策を可及的すみやかに樹立すべく、そ

ののための諸準備を鋭意取り進めておりますが、そ

のれまでの間、石炭鉱業の経営悪化を極力防止する

ため、従来からの施策を一層促進することにも、

特に次のような施策に重点を置いて、より強力に

石炭対策を講じてまいる所存であります。

第一に、石炭鉱業の窮乏した資金繰理状況にか

んがみ、現行利子補給制度について、その補給対

象の拡大、補給率の引き上げ等大幅な拡充強化を

行なうとともに、再建計画に見合つて必要がある

場合には、市中金融機関からの融資残高について

も利子補給を行なうこととしております。

第二に、特におくれの著しい安定出炭及び保安

体制の確保をはかるため、鉱区調整を積極的の推

進することにも、近代化資金及び新鉱開発資金の

大幅増額、坑道掘進及び保安施設に対する助成の

強化等をはかることとしております。また、炭鉱の

機械化を一層強力に促進するより炭鉱機械貸し

付け制度を創設することにも、炭層調査について

新たに補助制度を導入することとしております。

第三に、鉱害対策につきましましては、膨大な鉱害

が累積残存している現状にかんがみ、鉱害復旧事

業規模を大幅に拡大するとともに、新たに、無資

力鉱害農地にかかる被害者に対し毎年賠償調整交

付金を交付することとしております。

第四に、産炭地域の振興につきましましては、従来

から各般にわたる対策を講じてまいりましたが、

産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発

展をはかる必要がなお存続している実情にかんが

み、産炭地域振興臨時措置法の有効期間を五年延

長するとともに、産炭地域振興事業団の業務に長

期運転資金の貸し付け、出資、及び工業用水の供

給事業を加える等、産炭地域振興対策の一層の

充実を期しております。

第五に、現在審議されております国鉄運賃の値

上げに際しては、石炭の流通経費の相当部分を占

める運賃の上昇に伴う石炭鉱業の負担を軽減する

見地から、値上げ分について一カ年の延納措置を

講ずることとしております。

以上の施策を中心に実着に石炭対策を推進する

ことによつて、極力石炭鉱業の経営安定に資してま

いたうと考へておりますが、さきにも申しあげま

したように、石炭鉱業をめぐる環境はきわめてきび

しく、石炭鉱業審議会並びに総合エネルギー調査

会の答申を待つて、できるだけすみやかに石炭鉱

業の抜本的安定対策を具体的に策定樹立し、新た

な決意をもつて石炭鉱業の根本的な安定達成のた

め努力を傾注してまいる所存であります。

本委員会におかれましては、今後とも一層の御

協力を賜りますよう、お願いする次第でありま

す。(拍手)

○野田委員長 次に、小平労働大臣。

○小平國務大臣 石炭鉱業に関する当面の労働諸

問題について、一言所信を申し述べ、各位の御理

解と御協力を得たいと存じます。

最近の石炭鉱業の雇用情勢を見ますと、合理化

に伴う人員整理は一段落し、昭和四十一年度

においては新規の合理化離職者の数は昭和四十

年度を若干下回る見通しであります。他面一部の

炭鉱において坑内労働者の不足という事態も見ら

れるところでありま。

このような状況にかんがみ、政府といたしまし

ては、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

す。

以上、再就職が困難な離職者に重点を置いて現行

の離職者対策を充実強化してまいる考へでありま

すが、特に、就職促進手当につきましては、離職者の失業保険金日額、産炭地における再就職者の賃金等を考慮し、今回日額の最高限を引き上げることとし、関係法律の改正案を本国会に提出して御審議を願うことといたしてあります。

また、石炭鉱業における労働者確保対策につきましては、従来とも、第二次石炭鉱業調査団の答申の線に沿って、閉山や合理化に伴う離職者の高効率炭鉱への優先的あっせん、広域職業紹介の強化、職業訓練の推進等の諸施策を講ずることによって、必要な労働者の確保をはかってまいりましたが、昨年十二月の石炭鉱業審議会の中閣答申におきましても取り上げられているところでありますので、今後とも、これらの答申の趣旨を十分尊重して、労働者確保対策を進めてまいりたいと存じます。

次に、石炭鉱業に働く労働者の労働条件の確保につきましても、かねてから監督の重点事項として鋭意監督指導を実施してきたところであります。今後ともなお一層の努力を重ねてまいります所存であります。

また、石炭鉱業における保安の問題につきましても、労働者保護という見地から、通商産業省と緊密な連絡をとりつつ十分協議を行ない、また必要に応じ勧告を行なう等、保安確保のため諸般の努力を重ねてまいったところであります。不幸にして昨年山野鉱山をはじめ重大災害が相次いで発生いたしましたことは、まことに遺憾に存する次第であります。

このような状況にかんがみ、労働省といたしましては、今後とも、総合的な保安確保のための施策を推進するため、通商産業省との連携を一層密にして、石炭鉱山における労働者の災害防止に遺憾なきを期してまいりたいと存じます。

また、不幸にして事故にあわれた労働者の保護につきましても、かねてから労災保険制度の充実につとめてきたところであります。特に、一酸化炭素中毒患者に対する医療対策につきましても、三井三池災害の発生以来、これが対策に万全

を期するとともに、さらにその充実を期するため、産炭地付近の労災病院に高圧酸素室及び精神神経科の設置、救急車その他救急器材の配置等を行なうとともに、九州大学、北海道大学等の大学に対し、一酸化炭素中毒に関する医学的研究を委託しているところであります。

さらに、労災保険の給付につきましても、昨年の通常国会において労災保険法の一部を改正する法律が成立し、本年二月以降は、障害補償給付の年金の範囲の拡大、遺族補償給付の年金化等、給付内容の大幅な改善が行なわれることとなりましたので、その円滑な施行につとめ、被災労働者及びその遺族の保護に万全を期してまいります所存であります。

以上、当面の諸施策について所信の一端を申し上げた次第であります。今後とも各位の御意見を十分拝聴しながら行政の推進に一層力を尽くしてまいりたいと存じますので、御協力をお願い申し上げます。

○野田委員長 次に、去る二月十七日付託になりました内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、まず政府にその提案理由の説明を求めます。小平労働大臣。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「四百五十円」を「五百七十円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前の日に係る就職促進手当の日額については、この法律による改正後の

炭鉱離職者臨時措置法第十七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

炭鉱離職者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にさせるため、就職促進手当の日額の最高額を四百五十円から五百七十円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小平国務大臣 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化に伴う炭鉱離職者の援護対策につきましても、昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法の制定以来、同法に基づき、その職業及び生活の安定に資するための諸般の施策を講じ、炭鉱離職者の再就職促進につとめてまいりましたところでありました。特に、昭和三十七年には、石炭鉱業の総合的対策を確立するため石炭鉱業調査団が編成され、同調査団は、同年十月、石炭鉱業の近代化、合理化及び雇用に関する対策についての答申を行なったのであります。政府におきましては、この答申に基づき、新たに合理化に伴う炭鉱離職者に対する炭鉱離職者求職手帳の発給及び就職促進手当の支給等の制度を設け、炭鉱離職者対策の強化充実をはかることとし、昭和三十八年四月からこれを実施してまいっております。

この就職促進手当制度は、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた炭鉱離職者に対し、失業保険金支給終了後その支給期間も含めて三年間、引き続き日額最高四百五十円の手当を支給し、もって、その者が再就職するまでの生活の安定と求職活動の円滑化をはかるものであります。昭和三十八年八月以降はこれに扶養加算をすることにより制度を改善し、他の援護対策と相まって炭鉱離職者の再就職促進を進めてまいりましたのであります。

しかし、最近の炭鉱離職者の失業保険金の日額分布状況あるいはまた産炭地の再就職賃金等の状況にかんがみ、この際、本制度創設当初の諸事情の変化を十分考慮して、手当日額の最高限度を四百五十円から五百七十円に引き上げることとしたのであります。

以上、この法律案の提案理由につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○野田委員長 続いて石炭対策に関する件について調査を進めます。

昭和四十一年度通商産業省所管の石炭関係予算及び提出法案について政府の説明を求めます。井上石炭局長。

○井上政府委員 お手元に昭和四十一年度石炭関係予算の表が出ておりますので、これに基づきまして、まず石炭関係予算の御説明を申し上げます。

まず第一に、石炭鉱業合理化事業団の資金でございますが、これは、内容といたしまして、大規模近代化資金、中小炭鉱機械化資金、新鉱開発資金、保安施設整備資金、流通合理化資金という内訳になっております。これらを合わせまして近代化資金といたしまして、六十二億七千七百円が予算が計上されたのでございます。

なお、この中で特に制度的に新たに拡大強化されましたものとしては、新鉱開発資金がございまして、これは、従来の融資率は四割でございましたが、四十一年度から融資比率は五〇％に引き上げることになりました。

それからなお、保安施設整備資金でございますが、これは、本年度七億九千万円に對しまして、

来年度は相当な伸びを見せまして、十七億五千四百万円。この内容につきましては、従来からの保安施設の融資と、今度新たに保安施設の増進助成が入ったわけでありまして、融資比率は、ほとんど大部分が五割、一部三割のものもございまして、そういうことになっております。

それから、次に、(2)といたしまして、炭鉱機械化促進出資金。これは新規でございまして、これは名前が少しわかりにくい表現になっておりますが、簡単に申しますと、炭鉱機械化促進のために貸与制度を新設することに伴います予算でございまして、来年度初年度でございまして、金額は三億でございまして、これは今後拡大されるものと考へております。三億のうち、大体いま考へておりますのは、大手炭鉱につきましては、最新鋭の機械、これを貸与して十分習熟させるということ、それから、中小炭鉱につきましては、最新鋭というわけにもまいりませんが、できるだけ中小炭鉱助成の趣旨に沿った機械化の促進という意味で機種を選んではまいりたいというふうに考へております。

それから、(3)といたしまして、石炭運賃延納保証基金出資金が五千万円が出ておりますが、これは、御承知のように、国鉄の運賃が値上がりになったわけでもございまして、石炭関係につきましては約一年間全額延納を認められておるわけでもございまして、国鉄に対して運賃の支払いを延納いたしますに際しまして、特に中小炭鉱におきましては担保とか保証人等の関係が必ずしも十分でありませんので、石炭鉱業合理化事業団が保証業務を営むという、そのための基金出資金でござい

それから、大きなカテゴリーといたしまして、第二の問題は炭鉱整理費でございまして、これはいわゆるスクラップ・アンド・ビルド政策の一環としてのスクラップ政策になるわけでもございまして、これは、四十年度は四十三億でございまして、来年度は三十五億と減っております。これは、閉山炭鉱の閉山のトン数が来年度はことよりも減

りますので、その関係で予算が減っておりますが、来年度といたしましては、大体たたいま見通してあります整理促進交付金の対象になります閉山山は三百二十二万九千トンというふうに予定いたしております。なお、これと並びまして、特に保安関係の不良な山につきましてはこれを買いつづすという制度が従来からあるわけでもございまして、保安勧告によってつづすという制度があります。これは二十万トンを予定いたしております。合わせて三十五億の予算が計上されております。

次は、大きな三でございまして、石炭鉱業合理化資金利子補給金の制度でございまして、この制度は、御承知のように、本年度から新設された制度でございまして、本年度は一応半期分の九億五千万円が予算として計上されておりますが、来年度は、対象も拡大し、補給の比率も手厚くいたしまして、予算額としましては五十億三千二百万円の予算が計上されております。内容といたしましては、従来、財政資金の融資の残高につきましては、これは一般的なものは三割の利子補給でござい

それから、次は四番目でございまして、これは新規の制度でございまして、炭層探査についての補助金制度を新設いたしまして、これは二億七千万円ついたわけでもございまして、炭層探査につきま

補助をいたしております。これが二億七千万円でございます。

五番目といたしましては、石炭技術振興対策費二億五千六百万円。

六番目は、これは電力用炭の出資金でござい

七番目といたしまして、産炭地域振興対策でござい

来年度は二十八億の予定でございまして、金額的に伸びは少ないわけでもございまして、内容的には新規項目が三點新たに認められております。

三点の内容につきましては後刻法律改正の問題で触れさせていただきますと思ひますが、この中で、工業用水の造成事業、これが産炭地域振興事業の業務として認められたということ。それから、産炭地に誘致した企業に長期運転資金の貸し出しができる制度が認められたこと。それから、もう一つは、出資事業といたしまして、産炭地域にふさわしい新規事業を営みます場合に出資の事業ができる。ここでいま新規に五千万円認められておりますが、ただいま予定いたしておりますのは、ボタ山のボタを利用いたします軽骨材の製造業に對しまして出資をいたしたいというこ

それから、(4)といたしまして、産炭地域振興事業債調整分利子補給金といたしまして、これは一千四千万円でございますが、来年度は四千万円を計上いたしております。これは、御承知のように、県

が産炭地域振興のために起債事業をするというときに、一定の比率につきまして、新産都市と同じような制度、同等の制度に基づきましてその利子補給をするという制度でございまして。

それから、最後に、鉱害対策でございまして、本年度八億六千万円に對して、来年度十三億四千万円と書いてございまして、これは通産省関係の鉱害対策関係の予算でございまして、他省を合わせますと、備考欄に通産分、他省分と書いてござい

それから、次に、保安局長がたたいまの調査団と九州に行っておりますので、便宜私から説明申し上げますが、石炭鉱業の特別対策としまして、これは保安局のほうですが、一億八千万円。これは危険ボタの処理等の問題につきましてこれだけの予算がついております。

印刷者 大藏省印刷局

○野田委員長 本日はとわねで散会いたします
午前十一時四十三分散会